

硫化水素モニタリング方法の変更について（案）

第2回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場総合対策検討委員会専門部会において硫化水素モニタリングデータの解析指示が出されたことを受け、解析の作業を行ったところ次のような問題点が判明した。

1 問題点

大気中の湿度が高いことなどにより、装置内で結露が生じた場合に、欠測あるいは不正確な計測値を示す可能性が高いことが明らかとなった。

2 対策

(1) 大気中の水分のみを除去する装置を装着した試験をメーカーにおいて実施する。

従来の装置と水分除去装置を装着した機器を同時に設置し、水分の影響や水分除去装置の効果を検証し、今後のモニタリングに反映させる。

具体的には、測定地点1（処分場北側）の低位置（測定高 40cm）及び測定地点3（中学校）の 1.5m の位置で検証する。

(2) 水分除去装置を装着する測定器は、現在の測定地点1（処分場北側）及び測定地点2（処分場南側）のメーカー機器を改造して行う。

検証期間中の機器構成及び測定高は次のとおりとする。

- 測定地点1（処分場北側） 水分対策の無い測定器（測定高 40cm）
水分対策を施した測定器（測定高 40cm）
- 測定地点2（処分場南側） 水分対策の無い測定器（測定高 1.5m）
- 測定地点3（中学校） 水分対策の無い測定器（測定高 1.5m）
水分対策を施した測定器（測定高 1.5m）

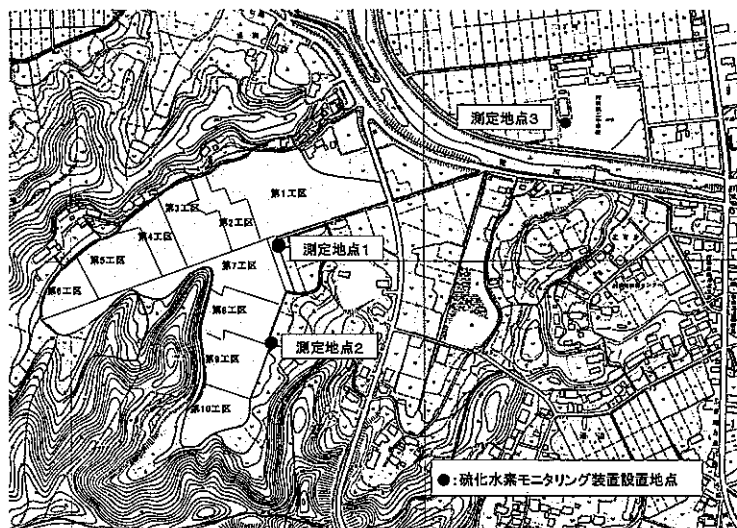


図 硫化水素測定地点

(3) 今回の試験により、水分除去装置の有効性が確認された場合、全ての機器にこの対策を順次実施し、モニタリングを継続する。

(4) 併せて、過去のデータについて、メーカーの協力を受けながら、水分の影響を除去したデータとすると共に、傾向等の解析を行う。